

処遇改善に関する具体的な取り組み

・ 処遇改善に向けた取り組みの見える化

介護職員の処遇改善につきましては、令和 6 年（2024 年）6 月介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を受けるためには以下の要件を満たしている必要があります。

<介護職員等処遇改善加算の算定要件>

1. 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）まで取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

※ 3 の「見える化」要件とは、新加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表制度や自社のホームページを活用して、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）について、以下のとおり公表いたします。

・当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）

区分	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・ 上位者・担当者等によるキャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備 ・ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ・ 介護職員の身体の負担の軽減のための介護技術の習得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取り組み	・ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ・ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
やりがい・働きがいの醸成	・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供